

茨城視察報告書

(平成30年4月26日～27日実施)

平成30年5月31日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

報告書の構成

I	はじめに	・・・p3
II	視察内容	・・・p6
	1 茨城県	
	2 水戸市	
	3 茨城県原子力オフサイトセンター	
III	まとめ	・・・p31
	参考	・・・p33

I はじめに

■ 視察の目的

「市町村による原子力安全対策に関する研究会」は、実効性のある原子力安全対策を構築するため、市町村実務担当者による茨城視察を実施

■ 参加者

16市町村の実務担当者など 28名

(34ページの参加者名簿参照)

■ 視察先・視察項目

4月26日（木曜日）

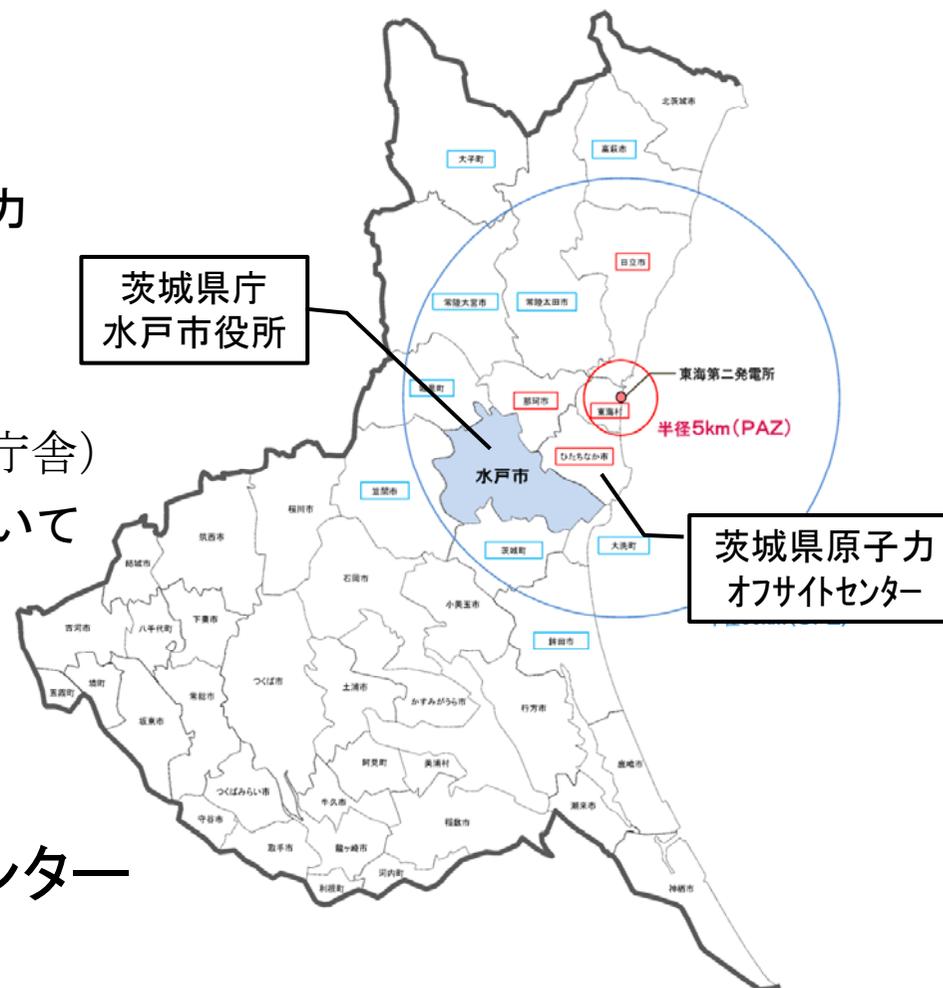
茨城県（会場：茨城県庁）

福島第一原発事故を踏まえた原子力
安全対策について

水戸市

（会場：水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎）

原子力災害に備えた取り組みについて



4月27日（金曜日）

茨城県原子力オフサイトセンター

（ひたちなか市）

原子力防災施設の連携体制について

Ⅱ 視察内容

II-1 茨城県

■福島第一原発事故への対応

1 環境放射線監視体制の強化

平成23年3月13日以降、福島県境に可搬型モニタリングポストを配置。監視体制を強化

2 県民への情報提供、相談窓口の設置

震災当日、災害対策本部広報班を立ち上げ、24時間体制で対応。「東日本大震災総合相談窓口」を開設

3 安全な飲食物の確保

飲料水や農畜水産物や野生鳥獣などの放射能測定を実施し、安全性を確保

4 乳幼児・子どもへの対応

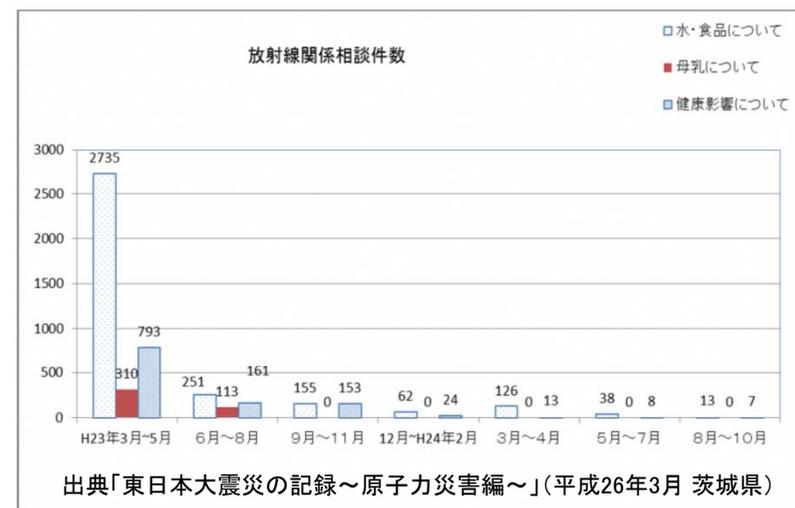
保育所園庭の放射線量率の測定結果を公表
「母乳育児に関するQ&A」を作成し、相談に対応

5 風評被害への対応

農林水産物の放射性物質検査結果の迅速な提供、県内外での知事トップセールスなどの販売促進事業、イベント等の観光客誘致キャンペーンなどを実施

6 除染対策

除染実施計画に基づき、子どもの生活環境(学校、公園等)を優先に除染を実施



■ 原発事故を踏まえた原子力防災対策の強化

1 地域防災計画(原子力災害対策編)の改定

国の原子力災害対策指針等を踏まえた改定

2 原子力防災資機材等の整備

専用回線を用いたテレビ会議システム・IP電話等の緊急連絡網や放射線測定機器等の原子力防災資機材をUPZ市町村に整備

3 原子力オフサイトセンターの機能強化

(25ページ「Ⅱ-3 茨城県原子力オフサイトセンター」を参照)

4 環境放射線常時監視測定局の増設

既設の41局に加え、平成23年度に39局、平成24年度に22局増設し、平成25年4月1日時点で102局設置



大型スクリーン(オフサイトセンター設置)

参考: JCO臨界事故(平成11年9月)を踏まえた取り組み

- ・応急対策の課題などを踏まえ、原子力施設の事故時の迅速かつ的確な対策を図るため、県地域防災計画の全面修正
- ・災害用携帯電話による災害時の通信手段を強化
- ・原子力防災に関する知識・経験を習得するため、内閣府、原子力規制庁へ職員を派遣

■ 茨城県広域避難計画の特徴

1 避難先の確保

14市町村、約96万人の避難先を確保

(PAZ:約8万人、UPZ:約88万人)

⇒ うち9市町村、約56万人は県外市町村へ避難
 県外の避難先(福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県)

避難元と避難先のマッチング

避難元・避難先の市町村の組み合わせは茨城県が調整
 災害状況による避難先の変更に加え、第二の避難先も調整中

避難先での避難者受入れに関する基本的な事項や
 茨城県、避難元・避難先市町村の役割分担を明確化し、
 茨城県が協定書(例)を作成。避難元・避難先市町村が具体的な避難所などを協議の上、協定を締結

< 協定の内容 >

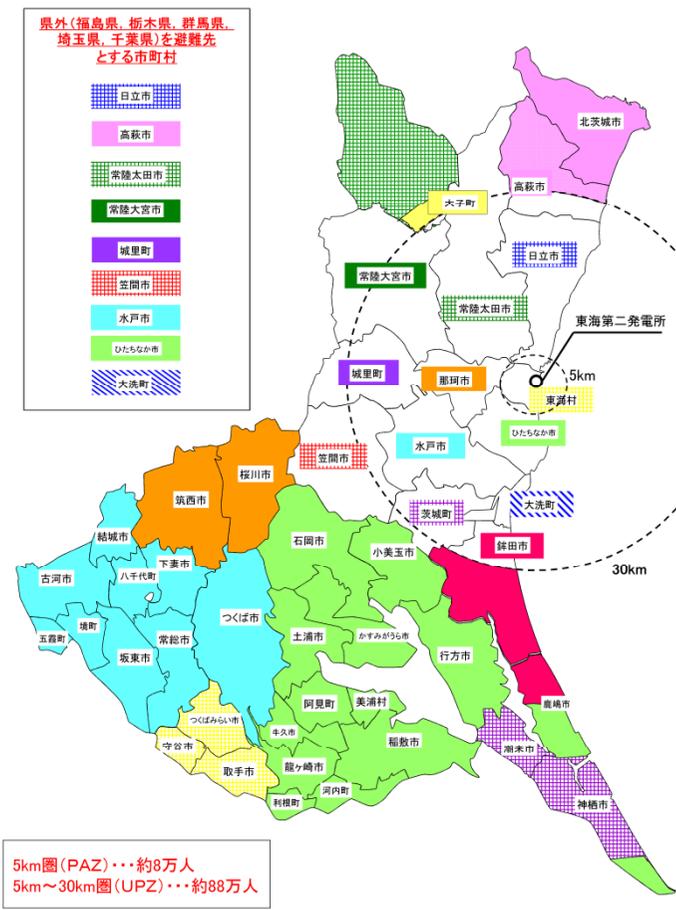
受入期間：原則 1 カ月以内

茨城県の役割：スクリーニングの実施

避難元市町村の役割：避難所の開設及び受入を避難先へ要請、できるだけ早期に避難所運営の移管を受ける、県と協力し避難所必要物資等を確保 など

避難先市町村の役割：避難元の要請を受け、避難所を開設、避難所必要物資が不足した場合の貸与又は提供 など

⇒ 平時より相互の情報共有と連携の強化に取り組む



■ 茨城県広域避難計画の特徴

2 要配慮者対応

社会福祉施設・病院等の入所者・入院患者等の避難支援

避難先として県内外の社会福祉施設・病院等とのマッチングが概ね完了
ガイドラインを作成し、施設ごとの避難計画の策定を支援

在宅の避難行動要支援者の避難

避難支援等関係者(※)の協力を得て、あらかじめ定められた個別計画等に基づき、避難所や福祉避難所へ避難

(※)消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者

3 スクリーニング体制の整備

候補地の事前選定

避難指示を受けた住民が避難所まで移動する経路に面するUPZ圏の境界周辺を基本に検討。まずは、公的機関の施設(約20カ所)を選定済み。

実施体制、役割分担

国、指定公共機関、原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従いスクリーニング及び除染を行う。

■ 茨城県広域避難計画の特徴

4 安定ヨウ素剤の配備

現在の配備体制

PAZ・UPZ圏14市町村の役場・保健センターなど22カ所に備蓄
PAZでは事前配布(日立市、那珂市、東海村は県・市村で配布会を実施。ひたちなか市はPAZ・UPZ両方があり、UPZも含め市独自に事前配布を実施)

市町村での管理方法

県は薬剤を所有し、管理を市町村に委託。県と市町村は管理委託契約を締結
市町村では医師や薬剤師を保管管理責任者に定め、保管状況を定期的に確認

緊急配布の方法

災害時の配布場所や配布方法・体制については、現在、市町村など関係者と検討中

5 住民への情報提供

放射線、原子力、安全と防災などの基礎知識について、冊子やホームページなどを用いて県民に広報



■ 東海第二発電所の安全確保

1 茨城県原子力安全対策委員会

原子力安全行政上の諸課題に関し、技術的・専門的な助言を得るため、県が昭和54年に設置した委員会

東海第二発電所の安全対策について県独自に検証するため、委員会の下に「東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム」を平成26年6月に設置

地震、原子力などの専門家に加え、東海第二発電所が運転開始から間もなく40年を迎えることから、経年劣化評価、電気・電子の専門家がメンバーとして参加

ワーキングチームはこれまで8回開催。地震・津波の評価を行い、施設の健全性、高経年化対策、火災対策などについて検証している。

2 安全協定

本年3月、発電所周辺6市村(東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市)、茨城県、日本原電は、新たな安全協定を締結

(※ 安全協定の概要については、19ページ「II-2 水戸市」を参照)

6市村が再稼働等に関する「実質的な事前了解」の権限を取得

茨城県は「立会人」として参加。県として積極的に関与していく考えはなく、市町村と日本原電の議論を見守りながら、市町村から支援の要請があれば対応する姿勢

■ 茨城県視察のまとめ

福島第一原発事故への対応

迅速な放射線監視体制の強化や24時間体制での情報提供や相談対応などを通じ、住民の不安解消を行なった。

広域避難の実効性向上への取り組み

約96万人の避難先を県外を含めて調整。避難所の開設・運営の基本的な手順や役割分担を定めた。平時から市町村との情報共有や連携強化を図り、円滑な避難体制の構築に取り組んでいる。

PAZ・UPZ市町村に安定ヨウ素剤を分散備蓄。緊急時の配布方法は検討中
社会福祉施設、病院の入所者・入院患者の避難先を確保

東海第二発電所の安全対策

県原子力安全対策委員会において、東海第二発電所の安全対策を独自に検証中
6市村の新安全協定は、その運用を見守り、要請があれば対応する。



県・市町村など関係機関が連携し、より実効性のある防災体制の構築に取り組んでいる。県外を含めた避難先の調整、避難所運営の基本的事項の取り決め、市町村への安定ヨウ素剤の備蓄などの取り組みは参考にする必要がある。

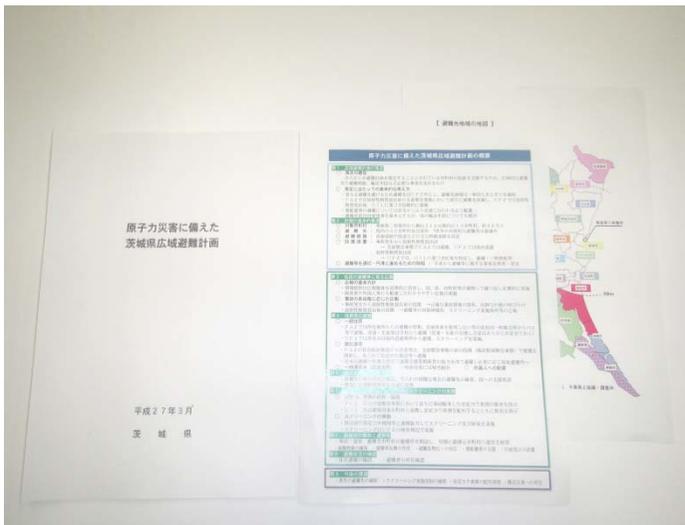
■ 茨城県視察の様子



茨城県担当者の説明を聞く参加者



質疑応答の様子



茨城県広域避難計画



茨城県庁玄関前

II-2 水戸市

■ 地震災害への対応

H23.3.11 14:46地震発生(本震:震度6弱 最大余震:震度5強)

死者 7名(うち関連死5名) 負傷者 78名

住家被害 3,574棟(平成24年11月1日現在)

(うち全壊 590棟、大規模半壊 470棟、半壊 2,497棟、
一部破損27,748棟、床上浸水 7棟、床下浸水 10棟)

庁舎に被害 ⇒ 現在地において新庁舎を建設中

■ 防災センター機能の導入

- ・ 本庁舎、消防本部庁舎、水道部庁舎の一体化
- ・ 市長室に隣接した災害対策本部会議室及び事務局室
- ・ 十分な電源設備、通信回線等を整備した通信室
- ・ 冷暖房管理された備蓄倉庫

※ 新庁舎完成イメージ



参考：避難勧告・避難指示等(出典:水戸市ホームページ)

種別	区分	発令日時	対象
津波災害	避難勧告	3月11日 14:49	常澄地区津波浸水想定区域の住民
	避難指示	3月11日 15:14	
	解除	3月13日 17:58	
	避難勧告	4月11日 17:20	常澄地区津波浸水想定区域の住民
	避難勧告解除	4月11日 18:05	
土砂災害	避難指示	3月13日 17:50	宮町3丁目宮町駐車場の東・南の斜面 (52世帯)
	避難勧告	3月16日 19:00	
	避難勧告解除	3月18日 19:00	酒門町及び元吉田町の斜面(27世帯)
	避難勧告	3月15日 16:15	
	避難勧告解除	4月25日 14:00	

■ 原子力災害への対応

1 市民の不安への対応

水戸市内の空間放射線量の現状を、放射線の知識と合わせ説明
市民からあった質問をQ&A形式でまとめて随時情報発信

2 放射線観測体制

東海第二発電所の安全対策のためモニタリングポストを追加整備

⇒ 福島事故前:4か所 福島事故後:10か所

3 安定ヨウ素剤の備蓄

市内の保健センター2か所に分散配備

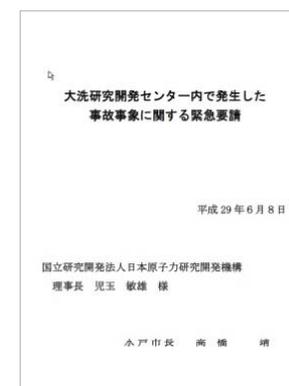
⇒ 水戸市保健センター 1,226,000錠
水戸市常澄保健センター 12,000錠 計 1,238,000錠

参考: JAEA大洗研究開発センター被ばく事故への対応

平成29年6月6日 午前11時15分頃 事故発生

日本原子力研究開発機構(JAEA)に対し、早急な原因
究明と再発防止などを求めて「緊急要請」

住民に対しては、環境への放射性物質の放出、周辺
地域への影響はない旨、市のホームページで周知



▲ 緊急要請文

■ 水戸市原子力災害広域避難計画骨子の特徴

1 広域避難計画策定の基本的な方向

あらゆる事態に対応した市民等の安全の確保

広域避難のルールを定め、情報伝達の強化や原子力災害に関する知識の普及に取り組む。

避難後における安定・安心した市民生活の確保

広域避難後においても、可能な限り行政機能や地域コミュニティの維持に努める。

2 地域ごとの広域避難先の設定

避難単位は小学校区

小学校区ごとにまとまりのある広域避難先を確保することにより、地域コミュニティの維持を図る。

避難所とのマッチング

避難先市町村での混乱を避けるため、あらかじめ市が定めた避難所に直接移動

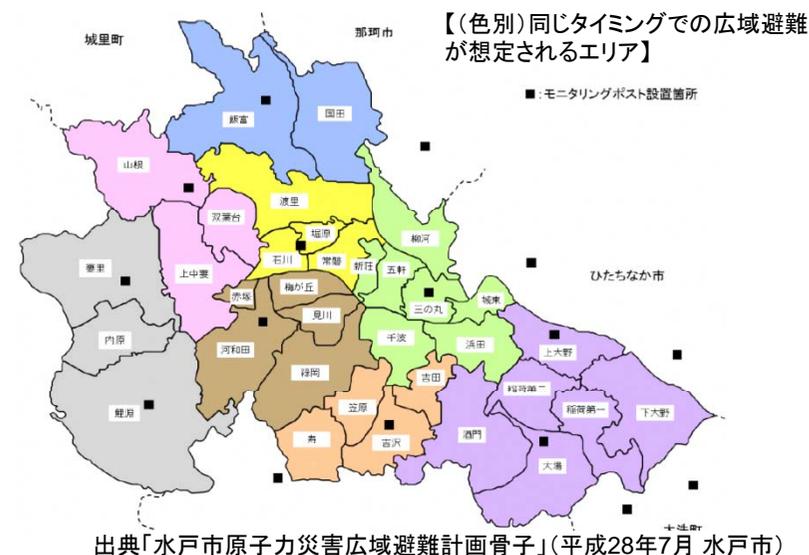
3 広域避難先との連携

避難先との受け入れに関する協定

水戸市民の広域避難を円滑に実施するため、茨城県の調整に基づき、避難先市町村との間で避難所の開設・運営に関する基本的事項を定めた協定を順次締結している。

避難先との協議の課題

特に原子力施設がない県に対しては、屋内退避などの原子力防災の考え方や災害対応についての丁寧な説明が必要



■ 水戸市原子力災害広域避難計画骨子の特徴

4 要配慮者の広域避難

在宅避難行動要支援者の避難方法

避難等の準備や実施に時間を要すること、支援者の被ばくを防ぐという観点から、警戒事態の段階で支援者による安否確認を開始

避難をサポートする人たちの行動マニュアル

民生委員、消防団等の支援者の行動指針となる避難行動要支援者支援マニュアルを作成

社会福祉施設・病院等の入所者・入院患者の避難方法

県及び市と連携を図りながら、あらかじめ定めた避難先市町村の施設に受け入れを要請

5 市民への情報伝達体制

多様な情報伝達手段

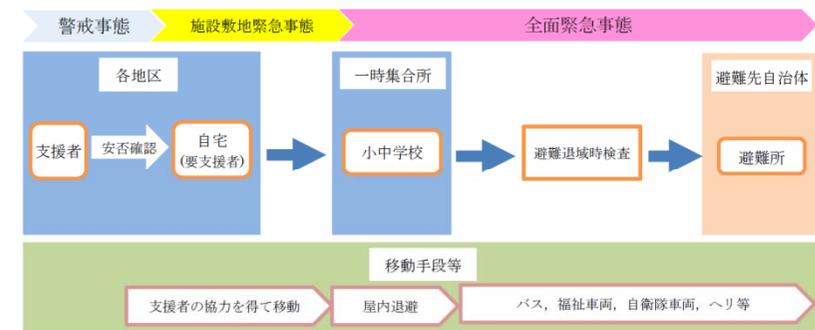
市ホームページ、防災行政無線、電子サイレン、緊急速報メール、メールマガジン、SNS (Twitter、Facebook、LINE)、テレビ、水戸コミュニティ放送 (FMぱるるん)、茨城放送など

重点的に広報を実施する事項

広報を実施する際、重点的に繰り返し情報伝達を行う項目を記載

- 原子力事故の発生時刻、内容、進展
- 防護措置の実施に関する勧告、指示
- 避難退域時検査の状況
- 各地域の空間放射線量率の値
- 道路の被害状況
- 広域避難先や避難所誘導施設の情報

【避難行動要支援者の広域避難のフロー】



出典「水戸市原子力災害広域避難計画骨子」(平成28年7月 水戸市)

■ 東海第二発電所周辺市町村との連携

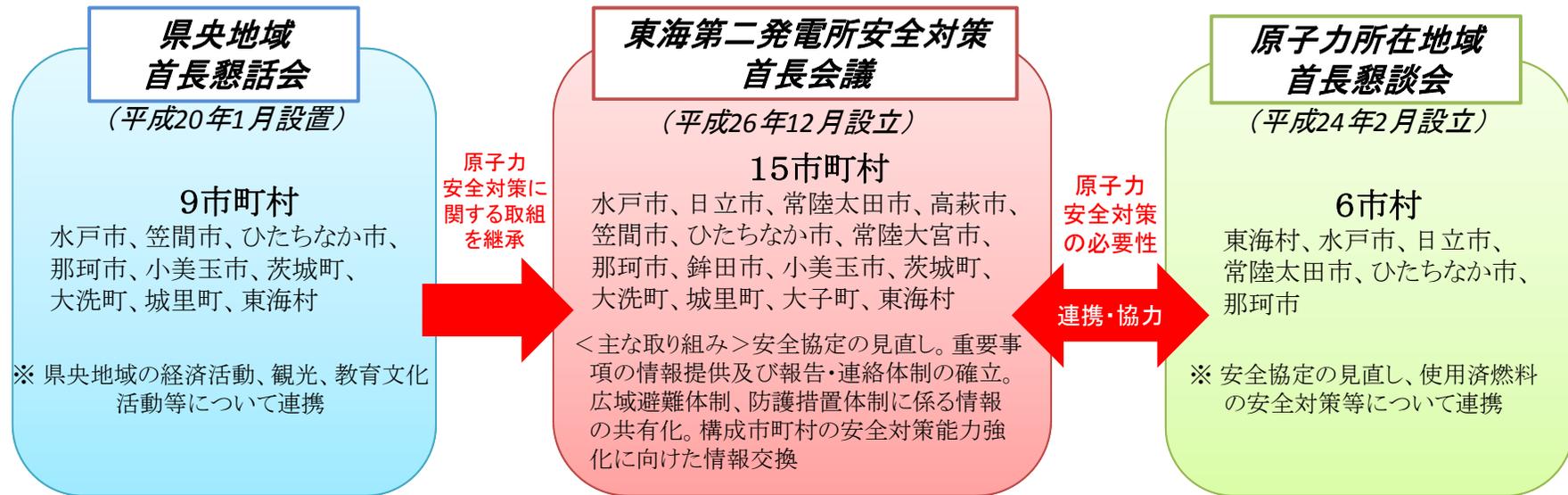
1 連携体制

原子力所在地域首長懇談会

福島第一原発事故の教訓から、東海第二発電所の安全対策は、立地自治体である東海村だけではなく、発電所から一定の距離に位置する自治体を「所在地域」と捉え、所在地域6市村が連携して各種課題に取り組んでいく必要があると考え設置

東海第二発電所安全対策首長会議

東海第二発電所周辺地域における住民の安全を確保するため、これまでの「県央地域首長懇話会」及び「原子力所在地域首長懇談会」の取組を踏まえ、構成市町村が、相互の連携、協力のもと、より一層の東海第二発電所の安全対策に取り組むことを目的に設置



■ 東海第二発電所周辺市町村との連携

2 安全協定の見直し

目的 東海第二発電所の徹底した安全対策の確保

内容

【現行の安全協定の改正】

協定名:原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定

主な改正点:立地自治体(茨城県、東海村)及び隣接自治体(日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市)が日本原電と締結していた安全協定に、水戸市が新たに参加

【新協定の締結】

協定名:日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定

主な内容:再稼働等に関する「実質的な事前了解」の権限を規定

再稼働を行う前に、6市村(東海村、水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市)それぞれが、事前協議を求めることができ、それぞれが納得するまで協議を行うことができる権限

特徴:① 協議会の設置

再稼働しようとするに際して、6市村と日本原電が「合意形成を図るための協議会」を設置

② 確認書

協定により確保した権限の内容を確約する確認書を日本原電が作成し、公表

協定締結日 平成30年3月29日

■ 東海第二発電所周辺市町村との連携

2 安全協定の見直し

見直しに至った経緯

- 原子力所在地域首長懇談会から、日本原電に対し5回にわたり「**日本原子力発電(株)東海第二発電所周辺地域の安全確保に関する要求**」を申し入れ
(①平成24年7月、②平成25年3月、③平成25年6月、④平成29年2月、⑤平成29年11月)
＜申し入れ内容＞ 原子力安全協定の枠組み及び協定内容の見直し
東海第二発電所の重要事項に係る協議等の権限の確保
東海第二発電所の重要事項の迅速な情報提供 など
 - 県央地域首長懇話会、東海第二発電所安全対策首長会議から、日本原電に対し3回にわたり安全協定の見直し等を申し入れ(①平成24年7月、②平成26年12月、③平成29年3月)
 - 平成26年3月、安全協定の見直しまでの間、市民の安全確保を図るための暫定措置として、原子力所在地域首長懇談会・県央地域首長懇話会それぞれが日本原電と「覚書」を締結
「茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求める時の前までに安全協定の見直しをする」と約定
 - 平成26年5月、日本原電は、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可を申請
 - 平成29年11月、日本原電は、運転期間延長認可申請の期限を直前に控え、**原子力所在地域首長懇談会に新協定(案)を提示**。懇談会は、要求が通ったとの認識で共有。その後、日本原電は、原子力規制委員会に運転期間延長認可申請
- ⇒ 平成30年3月29日 「**現行の安全協定を見直すこと**」、「**新たな協定を締結すること**」で合意

■ 東海第二発電所周辺市町村との連携

2 安全協定の見直し

運用の考え方

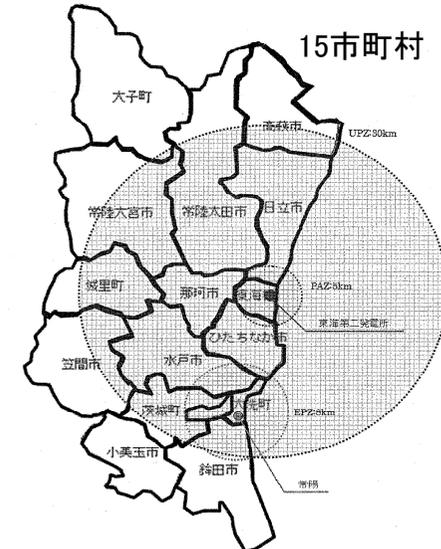
発電所の安全対策を主軸に置きながら、再稼働に関わることを明確に定め、6市村がひとつでも納得しない場合は前に進まないことを確約したもの

「合意形成を図るための協議会」の運営方法などについては、引き続き関係者で協議する。

さらなる協定範囲の拡大

東海第二発電所安全対策首長会議の15市町村の中には、通報連絡協定を締結していない市町村があり、異常時に情報を入手し市民に説明できる環境づくりが求められている。また、事前了解の権限については、すべての市町村が求めているわけではない。

⇒ 協定の枠組みの拡大と協定内容の見直しに向け、首長会議と日本原電で協議中



出典：水戸市提供資料を一部修正

■ 安全対策に関する今後の取り組み

有識者会議の設置

事前了解権を得る以上、責任も増えることから、今後、原子力の専門的知見を有する学識経験者、医療関係者、市民の代表者などにおいて、発電所の施設・設備の安全性の評価などを協議するための組織づくりを進めていく予定

■ 水戸市視察のまとめ

地震対策と情報伝達体制の見直し

高い耐震性・防災センター機能を備えた新庁舎を建設中

震災後、防災ラジオを浸水想定区域世帯や避難行動要支援者などに配布

広域避難計画策定に向けた取り組み

民生委員など避難する際の支援者の行動指針となるマニュアルを作成し、配布

県外を含めた避難先と避難所開設・運営の手順などを協議中。間もなく協議が終了

し、正式に避難計画として決定する予定

東海第二発電所周辺市町村との連携

原子力所在地域首長懇談会及び東海第二発電所安全対策首長会議において、関係市町村が連携し原発の安全確保や原子力防災対策の強化に取り組んでいる。

新たな安全協定を締結し、発電所の徹底した安全対策の確保を目的に、再稼働に関わることは6市村の事前了解を得る仕組みとした。



広域避難への備えは、市民への迅速・正確な情報伝達体制、要配慮者への支援や避難元・避難先の協力が重要。また、新安全協定は、市町村が連携し原発の安全対策を確保する取り組みであり、引き続き協定の運用を注視する必要がある。

■水戸市視察の様子



水戸市担当者の説明を聞く参加者



質疑応答の様子



水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎



水戸市役所新庁舎(建設中)

II-3 茨城県原子力オフサイトセンター

■ 茨城県原子力オフサイトセンターの役割

東海・大洗地区に立地する原子力事業所で原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策活動の拠点施設として、国、茨城県、関係市町村、防災関係機関等が一体となって対策にあたる。

<体制>

- 1 緊急時には、原子力災害合同対策協議会が設置され、8つの「機能班」が情報共有・相互協力して応急対策を行う。
(国、県、市町村等の参集要員 約120人)

【機能班】
 総括班、広報班、運営支援班
 医療班、放射線班、プラントチーム
 実動対処班、住民安全班

- 2 平常時は、国の原子力防災専門官、上席放射線防災専門官が常駐し、緊急事態に備える。

<東海・大洗地区の原子力施設>

事業所名	所在市町村	オフサイトセンターとの距離 (km)	事業所名	所在市町村	オフサイトセンターとの距離 (km)
① 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	東海村	10	⑪ 株式会社ジェー・シー・オー 東海事業所	東海村	
② 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	東海村	7	⑫ 住友金属鉱山株式会社 経営企画部 グループ事業管理室 技術センター	東海村	
③ 日本原子力発電株式会社 東海発電所 東海第二発電所	東海村	11	⑬ 日本照射サービス株式会社 東海センター	東海村	
④ 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	大洗町 鉾田市	12	⑭ 積水メディカル株式会社 創薬支援事業部 創薬支援センター	東海村	
⑤ ニュークリア・デベロップメント株式会社	東海村	10	⑮ 三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所	那珂市	
⑥ 国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻	東海村	8	⑯ 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 核融合エネルギー研究開発部門 那珂核融合研究所	那珂市	
⑦ 原子燃料工業株式会社 東海事業所	東海村	10	⑰ 東北大学金属材料研究所 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター	大洗町	
⑧ 公益財団法人 核物質管理センター 東海保障措置センター	東海村	12	⑱ 日揮株式会社 技術研究所	大洗町	
⑨ 三菱原子燃料株式会社	東海村 那珂市	12			
⑩ 日本核燃料開発株式会社	大洗町	12			

: 主要4事業所 (原子力災害対策特別措置法対象事業所)
 : 原子力災害対策特別措置法対象事業所
 : その他の事業所

出典：茨城県原子力オフサイトセンター パンフレット

■ 機能

1 施設

(1階) 発電機室、通信機械室、待機室及び除染シャワー、防災専門官事務室など

(2階) 合同対策協議会全体会議室、災害対策室(8つの機能班、緊急時モニタリングセンター)、特別会議室など

2 通信・情報・防護設備

統合原子力防災ネットワークシステム

オフサイトセンターと原子力災害対策本部(首相官邸)、原子力規制庁、県庁、関係市町村が結ばれており、テレビ会議等で災害情報を共有する。

緊急時対策支援システム(ERSS)

事故の際、事業者から送られてくる発電所情報を表示し、事故進展の解析・予測を行い、緊急時における応急対策を支援する。

放射線防護設備

オフサイトセンター内に鉛板による防護区画を設定するとともに、エントランス扉の二重化や陽圧化設備及び空気浄化装置を設置

3 資機材の備蓄状況

緊急時における施設内人員7日分の食料及び装備

■ 周辺施設

1 原子力緊急時支援・研修センター(日本原子力研究開発機構)

役割

災害対策基本法、武力攻撃事態対処法等に基づき、原子力災害時に国、地方公共団体、警察、消防などに対して人的・技術的支援を行う。

平常時の機能

原子力施設に対する24時間体制での情報収集
専門家の派遣体制と特殊車両・資機材の整備
防災業務関係者に対する研修・訓練の支援

東日本大震災での支援活動

スクリーニング、緊急時モニタリング、住民の内部被ばく測定
などのための要員、特殊車両等の派遣
住民からの放射線などに関する電話相談への対応



2 茨城県環境放射線監視センター

県内の環境放射線の常時監視と環境試料中の放射能分析を行い、原子力施設周辺環境の放射線の影響を監視

■ 訓練等の支援

国、県、市町村等の参集要員が集まり、原子力災害対策本部の図上訓練を実施
(平成29年11月)

■ 茨城県原子力オフサイトセンター視察のまとめ

国、県、市町村など関係機関との連携

緊急時は、オフサイトセンターに国、県、市町村、原子力事業者など関係機関が参集し、情報を共有して応急対策を決定

平常時は、原子力防災専門官などが常駐し、関係機関による訓練などにより、連携強化に取り組んでいる。

周辺施設との連携

周辺に原子力緊急時支援・研修センター、茨城県環境放射線監視センターがあり、原子力防災関係施設が集中立地することにより緊急時には人・物・情報の連携が円滑に行われる。



緊急時は、オフサイトセンターを中心に、国、県、市町村など関係機関の連携が円滑に行われ、迅速に防護対策が決定されることが重要。防護対策の実効性を高めるためには、訓練の実施や専門家の派遣体制、施設・資機材・車両の整備が必要である。

■ 茨城県原子力オフサイトセンター視察の様子

<全景>



<茨城県原子力オフサイトセンター>



<原子力緊急時支援・研修センター>



■ 茨城県原子力オフサイトセンター視察の様子



合同対策協議会全体会議室での説明



災害対策室の機能説明



原子力緊急時支援・研修センター
の情報システム



オフサイトセンター玄関前

Ⅲ まとめ

原発の安全確保や原子力防災の取り組みを確認。視察で得たことを活かし、広域避難の実効性を高めていく必要がある。また、安全協定の運用を引き続き注視していく。

【茨城県】

県・市町村など関係機関が連携し、より実効性のある防災体制の構築に取り組んでいる。県外を含めた避難先の調整、避難所運営の基本的事項の取り決め、市町村への安定ヨウ素剤の備蓄などの取り組みは参考にする必要がある。

【水戸市】

広域避難への備えは、市民への迅速・正確な情報伝達体制、要配慮者への支援や避難元・避難先の協力が重要。また、新安全協定は、市町村が連携し原発の安全対策を確保する取り組みであり、引き続き協定の運用を注視する必要がある。

【茨城県原子力オフサイトセンター】

緊急時は、オフサイトセンターを中心に、国、県、市町村など関係機関の連携が円滑に行われ、迅速に防護対策が決定されることが重要。防護対策の実効性を高めるためには、訓練の実施や専門家の派遣体制、施設・資機材・車両の整備が必要である。

参 考

■ 参加者名簿

市町村名	所 属	職・氏名	市町村名	所 属	職・氏名
長岡市	原子力安全対策室	室長 星 雅人	小千谷市	危機管理課	主任 笹崎 和輝
		課長 桜井 秀行	十日町市	総務部 防災安全課	課長 星名 一弘
		課長補佐 植村 裕	見附市	企画調整課	主査 瀬崎 明宏
		係長 小川 泰永	燕市	総務部 防災課	係長 高山 淑充
		主任 黒島 幸輝	妙高市	総務課 危機管理室	室長 丸山 豊
		嘱託員 池田 一栄	五泉市	総務課	主査 長谷川 裕芳
新潟市	危機管理防災局 危機対策課	課長補佐 中沢 賢一	佐渡市	総務部 防災管財課	課長補佐 田辺 豪
		係長 外石 信	南魚沼市	総務課	主事 井口 裕幸
上越市	防災危機管理部市民安全課 原子力防災対策室	室長 吉田 正典	胎内市	総務課	防災専門員 長谷川 豪
		係長 石野 崇	出雲崎町	総務課	主任 関本 浩揮
		主事 西片 悠太	湯沢町	総務部 総務管理課	主任 熊谷 健志
柏崎市	危機管理部	危機管理監 小菅 敬三	新潟県	原子力安全対策課	副参事(原子力防災対策係長) 飯吉 栄輔
	危機管理部 防災・原子力課	係長 宮竹 克幸			主査 中倉 五吉
		主査 白川 敬			
刈羽村	総務課	課長補佐 吉田 豊	計 28名		

茨城視察報告書

発行 市町村による原子力安全対策に関する研究会
事務局：長岡市原子力安全対策室
〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10
TEL 0258-39-2305 FAX 0258-39-2309
E-mail gen-an@city.nagaoka.lg.jp